

競争的資金に係る間接経費取扱要領

26要領第25号
平成26年4月22日

改正 平成28年5月20日
平成28年8月1日
平成29年1月1日

(目的)

第1条 この要領は、国が定める競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（以下「指針」という）の他、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）公的研究費取扱規程に基づき、財団における競争的資金に係る間接経費の適切な執行のために、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 間接経費とは、競争的資金による研究の実施に伴う財団の管理等に必要な経費として充当し、財団が使用する経費をいう。

(間接経費の使途)

第3条 財団における間接経費の使途は、別表の間接経費の主な使途の例示の他、指針又は国によって定められた内容に沿ったものとする。

(間接経費の構成)

第4条 間接経費は、別表に定める競争的資金業務管理に係る経費、理事長政策経費、及びそれらを除く経費（概ね100分の50は研究部門に係る経費、残り100分の50は事務・管理部門に係る経費）をもって構成する。

(予算の審議)

第5条 前条で規定する各経費の予算は、予算委員会で審議するものとする。

(報告)

第6条 財団における競争的資金の間接経費の報告は、研究支援部財務課において、別途定める日までにとりまとめることとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別途定めることとする。

附 則

この要領は、平成26年4月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

別 表

	主な使途の例示
競争的資金業務管理に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の執行管理等に必要な経費 人件費、付帯旅費、消耗品 など
研究部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 ・ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 ・ 新たな創造的研究およびこれに係る人材育成の推進に係る経費 ・ 共通研究機器及び設備等の維持、保守に係る経費 ・ 研究成果展開事業に係る経費 など
事務・管理部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 ・ 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 ・ 広報事業に係る経費 ・ 安全管理に係る経費 ・ 特許関連経費 ・ 共通図書経費 など

